

令和4年度 志布志市商工会 【販路拡大支援事業補助金】のお知らせ

《申請受付期間：令和4年11月30日（水）必着》

志布志市商工会では、会員の皆様の販路拡大を応援します。
販路拡大のために国内で開催される商談会や物産展などに出展される事業所に対して、
予算の範囲内で参加経費の一部を助成します。

1. 対象となる経費

- ① 日本国内で開催される商談会等への出展に係る経費
- ② 出展や参加に際して必要となる2名分までの旅費



2. 補助金の額

- ① 出展料・参加料等の2/3以内
 - ② 2名分までの旅費の1/2以内
- ※①と②を併せて25万円以内、申請は1事業所あたり2回まで

3. 対象となる商談会等

令和4年4月1日から令和5年2月末日までに開催終了する商談会・物産展等

4. 申請から補助金交付までの流れ



交付要項など詳しい情報は商工会HPから入手できます。志布志市商工会 検索

対象者には令和5年1月頃までお問い合わせください。商工会までお問い合わせください。詳細は、商工会までお問い合わせください。定です。直接ご案内をお送りする予定です。

補給金限度額：1事業所30万円

【対象融資期間・対象利子及び補給額】

12月成1月1日から令和4年12月31日までの融資実行分に相当額以内が支払われます。ただし融資実行後36回目の償還までが対象です。融資額は1,000円未満切

融資は、対象となりません。

商工業利子補給金制度のご案内

【対象者】

利子補給金制度は、次の各要件を満たした商工会員に市が利息の一部を補助します。

商工業者で、商工会を経由して融資を受けた者。

市内に事業所を有し、商工会に加入し、市税を完納している商工业者で、商工会を経由して融資を受けた者。

利子補給金制度は、次の各要件を満たした商工会員に市が利息の一部を補助します。

※コロナ関連の実質無利子の融資は、対象となりません。

商工業後継者人材育成助成金制度のご案内

【商工業後継者人材育成助成金交付要項】

1 対象となる研修先

① 中小企業大学校（中小企業基盤整備機構）

② 技能開発センター等（雇用・能力開発機構等）

③ その他の公的な中小企業関連団体、または各種経済団体が行う研修会等で、会長が認めたもの

2 対象となる研修期間

4 助成金の申請と助成金

3 対象となる研修期間

4 助成金の額は、受講料（受験料及び宿泊費（実費。但し、本会旅費規程に準ずる額を限度とする。）の2分の1以下で、1名につき2万円以内とする。

申請方法等や詳しくは、商工会へお問い合わせください。



志布志市商工会女性部は商工会の内部組織として位置づけられ、加入資格は商工会会員並びにその親族で構成しております。現在70名の部員で活動しています。主な活動としてやつちく松山藩まつり出店や各イベント等への協力、各種研修会や交流会への参加、志布志市社会福祉協議会などへの寄付活動を通じて部員相互の交流を図り、自己研鑽に努めながら楽しく活動しています。

女性の皆様、是非一緒に活動してみませんか！皆様の入部をお待ちしています。



●新型コロナウイルス関連融資の申し込み期限が延長になりました。（令和4年9月末まで）

状況等	事業名称（所管別）	制度の概要	窓口等
資金繰り等のため融資を受けたい	新型コロナウイルス感染症特別貸付（国）	最近1カ月の売上高または過去6カ月の平均売上高が、前4年のいずれかの年の同期と比較して、5%以上減少している中小企業や個人事業主が対象（金利基準利率-0.9%）※当初3年間のみ	日本政策金融公庫（鹿屋支店）
	新型コロナウイルス感染症小規模事業者経営改善資金（日本政策金融公庫）	最近1カ月の売上高または過去6カ月の平均売上高が、前4年のいずれかの年の同期と比較して、5%以上減少しており、商工会の経営指導を受けている小規模事業者が利用できる（金利1.21%-0.9%）※当初3年間のみ	志布志市商工会
	特別利子補給制度（国）	上記借入について、個人事業主、売上が15%以上減少している法人（小規模）、売上が20%以上減少している法人（中小企業）に対し、当初3年間の利子補給を行う（実質無利子化）	中小企業庁HP等で公表
コロナの影響は無いが融資を受けたい	小規模事業者経営改善資金（日本政策金融公庫）	保証人、担保が不要の融資制度で、商工会の経営指導を受けている小規模事業者が利用できる（金利1.21%（5月2日時点））	志布志市商工会

鹿児島県信用保証協会からのご案内

観光関連産業に関わる事業者の資金繰りをサポート！



詳しくは、ホームページにてご確認ください 【お問合せ先 保証部 ☎099-223-0271 経営・承継支援課 ☎099-223-0274】

一步踏み出す力になりたい
鹿児島県信用保証協会

保証限度額

5,000万円 保証料率を一律0.2%引き下げ

保証期間

運転資金 7年以内（据置1年） 設備資金 15年以内（据置2年）

小規模事業者持続化補助金のお知らせ

申請受付 第9回締切：令和4年9月中旬 消印有効 / 第10回締切：令和4年12月中旬 消印有効

小規模事業者等（※）が、経営計画を自ら策定し、商工会等の支援を受けながら計画に沿って販路拡大等に取り組む費用の2/3を補助します。また、今年度より特別枠が創設されました。（成長・分配強化枠、新陳代謝枠、インボイス枠）

※ 小規模事業者とは、常時使用する従業員の数が製造業、サービス業のうち宿泊業・娯楽業を主たる事業とする場合は20人以下、卸売業、小売業、サービス業（宿泊業・娯楽業を除く）の場合は5人以下の事業所を指します。

1 対象となる経費

補助対象となる経費は、経営計画に基づいて補助事業期間中に実施する地道な販路開拓等に取り組む費用の支出に限られます。

例えば…○商品パッケージを刷新してPR力を高めたい
○新規顧客獲得のためにチラシを作りたい
○HPをリニューアルして出前注文を受け付けたい（注：補助率1/4）
○新しい機械を導入して新商品開発したい

* 交付決定前の支出は、補助対象外となるのでご留意下さい。

3 申請から補助金交付までの流れ



交付要綱など詳しい情報はHPをご覧頂くか商工会までお問い合わせ下さい。商工会 持続化補助金 検索

2 補助金の額

《通常枠》 補助対象経費の2/3（上限50万円）

《特別枠》 補助対象経費の2/3（上限200万円・100万円）
※申請要件有り

※どちらの枠も採択された補助金は、実施後の精算払い（後払い）になります。